

平成22年度第1回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成22年6月2日（水曜日）

午前10時から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

平成22年度第1回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成22年6月2日（水） 午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

出席委員：堀切川一男 委員 成田由加里 委員 足立千佳子 委員  
安藤 朝夫 委員 井上 千弘 委員 小坂 健 委員  
折腹実己子 委員 本岡 愛実 委員 山本 玲子 委員

欠席委員：なし

司 会 ただいまから、宮城県行政評価委員会平成22年度第1回政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、佐藤企画部長より御挨拶を申し上げます。

企画部長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中、宮城県行政評価委員会政策評価部会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、県政各般におきまして、日ごろ格別の御指導、御助言を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、この4月から「宮城の将来ビジョン 第2期行動計画」をスタートさせており、この計画を着実に実行し、宮城の発展と県民の皆様の暮らしの充実につなげていきたいと考えております。来年度からはこの第2期行動計画の政策の体系に従って評価をいただくということになると思っておりますし、その第2期行動計画の策定の過程で目標指標等などについても結構見直しをしておりますので、その内容については後で御説明を申し上げたいと思っております。

それから二つ目は、この4月から県の組織の改編によりまして、従来の行政評価室を政策課と統合いたしました。趣旨は、この行政評価を宮城県の政策形成と一体となって、政策形成により反映しやすい体制をつくるということで、情報も関係する職員で共有ができるということで、政策課の方に統合いたしまして、評価の結果をより次の政策形成にフィードバックしやすい体制にしたということでございます。

その2点が、昨年度と変わったところでございますけれども、本日は平成22年度の自己評価の原案であります基本票を公表いたしますとともに、同時に宮城県行政評価委員会に諮問をさせていただいております。委員の皆様方には、今年度もこの県の自己評価の内容につきまして、大変お忙しいスケジュールになると思っておりますけれども、御審議をいただきまして答申という形で結果をおまとめいただきたいと思います。

毎回申し上げておりますけれども、審議を通じまして頂戴しました御意見につきましては、今後評価に適切に反映させてまいりますとともに、行政活動そのものに適切に反映させてまいりたいと思っておりますので、どうか今年度につきましても奇譚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日、よろしく願い申し上げます。

司 会 間もなく足立委員もお見えになると思いますが、本日は堀切川部会長を初め9名の委員にご出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定により定足数を満たしておりますことから、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

では、これより議事に入ります。議事の進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、堀切川部会長に議長をお願いいたします。

堀切川部会長 どうも、皆さん、おはようございます。

6月に入ってから五月晴れになっているような状態ですけれども、非常に今日は気候もよくてよかったなと思っています。今年度も、政策評価部会でそれぞれ分科会に分かれて、またあの膨大な作業で委員の皆様には非常に大変な仕事になると思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、足立委員がまだ見えておられません、多分間もなく到着されると思いますので、議事を進めさせていただきます。

初めに、議事録署名委員を指名したいと思います。前回の政策評価部会では山本委員、足立委員をお願いしておりました。今回は、名簿順で安藤委員、井上委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）では、お手数ですがよろしくお願ひいたします。

それでは、次に会議の公開についてですが、当委員会の運営規定第5条の規定により、当会議は公開とします。傍聴席、記者席を見ますとどなたもおられません。

それでは、議事の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、(1)の平成22年度政策評価・施策評価についてに入ります。

まず、資料1を御覧ください。平成22年度政策評価・施策評価につきまして、資料1のとおり知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。委員長の星宮先生あてに、知事からの諮問のコピーが資料1になっています。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定によりまして、本部会において調査審議を行うこととなっております。本日皆様にお集まりいただいているところでございます。

それでは、今年度の政策評価、施策評価の状況につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。たった今足立委員が到着されました。

それでは、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

政策課長 4月から政策課長を拝命しております山本と申します。よろしくお願ひいたします。

議事の(1)、平成22年度政策評価、施策評価につきまして御説明いたします。用います資料につきましては、資料の2の1、それから資料の2の2となっているものでございます。

1ページ目を御覧ください。平成22年度政策評価・施策評価基本票の要旨ということでございます。平成21年度の政策・施策及び事業についての政策評価・施策評価ということでございます。

基本的には、内容については昨年度と同様ということになっておりますけれども、

簡単に御説明いたしますと1番の趣旨につきましては行政活動の評価に関する条例に基づきまして、県の21年度の政策・施策及び事業を対象に行うということでございます。

政策評価・施策評価を行う目的につきましては、政策決定に必要な情報を提供し、②番といたしまして効果的・効率的で質の高い行政を行う。③といたしまして県民への説明責任を果たして透明性を向上させますというところでございます。

(2)の「宮城の将来ビジョン」の体系と政策評価・施策評価との関係でございますが、これも昨年度と同様でございます。「宮城の将来ビジョン」の中、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」・「安心と活力に満ちた地域社会づくり」・「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」、この3つの政策推進の基本方向に沿った取組を進めるということございまして、2ページ目の体系図にございますけれども、政策推進の基本方向は3つあり、それに基づく課題が14、それが「政策」であり、その下の33の取組が「施策」となります。手段・目的という関係であり、さらに個別の取組は「事業」ということとなります。

政策評価・施策評価の対象及び方法ということでございますけれども、2ページ目の表にございますように、政策評価につきましては政策及び施策が評価の対象となります。評価項目は政策の成果、それから課題と対応方針。評価基準につきましては、施策の成果となります。

33の取組に対応いたします施策の評価につきましては、評価対象が施策と事業であり、評価項目は施策の成果（進捗状況）、課題と対応方針となります。評価基準につきましては目標指標等の達成状況、県民意識調査の結果、社会経済情勢、それから事業の実績及び成果でございます。政策評価・施策評価の実施機関につきましては、県の各担当部局がそれぞれ担当する政策・施策について達成度評価を行い、それ以降県としての政策・施策の評価の決定に当たりましては、有識者で構成させていただいております宮城県行政評価委員会の意見を聴いて、評価に反映する。また、広く県民からも意見を聞きまして、評価に反映する仕組みとなっております。

3ページ目を御覧ください。下のフロー図で御説明申し上げます。まず太枠で囲ってあるところでございますけれども、政策評価・施策評価基本票、これを県として自己評価の作成と公表をさせていただき、2番目として基本票の要旨の作成と公表をしていく。そして、先ほど御案内いただきました諮問の関係が3番でございます。そして、今4番目の宮城県行政評価委員会（政策評価部会）での審議ということで、本日御審議を賜っているというところでございます。

これと並行的に県民の意見の聴取、それから聴取結果の公表をさせていただき、それも含めまして審議をいただいた中身をご答申いただいて、8番目でございますけれども、意見に対する県の対応方針の作成及び評価結果を記載した評価結果書の作成と公表、条例に定められたものをやっていく。それに伴いまして、公表、それから議会への報告、それから反映状況の公表といった手続となっております。

11月以降でございますけれども、この評価結果を次年度以降に反映していくことになり、企画立案などへの活用・反映、説明書面の要旨の作成と公表、それから評価結果の反映状況の議会への報告となり、PDCAのサイクルの中で施策評価・政策評価を行って、県の政策に反映していくということにさせていただいております。

4ページ目にまいります。政策評価・施策評価の評価状況でございますが、平成

21年度の政策・施策の評価を今年度行うということで、現在各担当部局から取りまとめた自己評価の中身が来ておりまして、評価の区分といたしましては「順調」、それから「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4段階でございます。

評価の概況でございますけれども、政策段階、14政策がございますが、「順調」についてはゼロ、「概ね順調」が11、「やや遅れている」が3、「遅れている」がゼロという結果になってございまして、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」につきましては「概ね順調」が5、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」につきましては「概ね順調」が2、「やや遅れている」が3という自己評価になっています。それから「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」につきましては「概ね順調」が4ということでございまして、この結果につきましては昨年度の調査結果と同じといったような自己評価の結果になってきております。「やや遅れている」と評価した政策につきましては、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の中では政策番号6の「子どもを生き育てやすい環境づくり」、政策番号7の「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」、政策番号8の「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」が「やや遅れている」といったような評価結果になっております。

5ページ目にまいりまして、続きましてその政策の下に施策ということで33ございますけれども、施策評価の状況でございます。これにつきましても、同じように、「順調」から「遅れている」までの4区分での評価を行っています。

施策評価の結果でございますけれども、「順調」が2、「概ね順調」が25、「やや遅れている」が6、「遅れている」がゼロ、合計の33ということでございました。「富県宮城の実現」につきましては順調が1、「概ね順調」が11、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」では「概ね順調」が8、「やや遅れている」が6、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」につきましては順調が1、「概ね順調」が6という自己評価結果でございまして、こちらの施策評価の面でも昨年度の評価結果と同じとなっております。

6ページにまいりまして、「順調」と評価させていただいた施策については施策の9「自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成」というところと、施策の31「宮城県地震に備えた手続や施設整備や情報ネットワークの充実」でございます。「やや遅れている」と評価した施策につきましては施策の13「次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」、施策の15「着実な学力向上と希望する進路の実現」、施策の16「豊かな心と健やかな体の育成」、それから施策の18「多様な就業機会や就業環境の創出」、施策の19「安心できる地域医療の充実」、施策の20「生涯を豊かにクラスのための健康づくり」といったような中身になってございます。

7ページ目以降につきましては、今まで申し上げてきた中身を整理した表でございます。右側の方には、目標指標等というところでこれの達成状況等も付記して整理させていただいているところでございます。

資料2の2につきましては、こちらの政策評価・施策評価の例であり、1つだけ取り出してサンプル的に御覧いただいているところです。A4版のシートにまとめている政策評価シート、施策評価シート、県民意識調査結果とか目標指標等をまとめた評価シートになっております。それから、施策を構成する事業の状況を示す事業分析シートです。これも基本的に昨年と変わりございません。

結果的には、自己評価の部分では政策評価・施策評価ともに昨年同様な中身で自己評価を行い、今後御審議を賜ることになってございます。こういったものを勘案しながら本日の議事の（3）で第2期行動計画、今年度から開始しておりますけれども、そういったものに反映させていくという部分もありますが、本年度の評価については昨年の結果について御審議をいただく、つまり第1期行動計画最終年度の政策評価・施策評価の妥当性について御審議いただくことになります。

以上で、平成22年度政策評価・施策評価につきましての御説明とさせていただきます。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

平成22年度の政策評価・施策評価の評価状況を中心に御説明をいただきました。

ただいまの事務局からのご報告につきまして、御質問、御意見などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。昨年度我々いろいろ見させていただいた内容というのは、今年度から第2期の行動計画がスタートしておられるという御説明でしたが、その中で多分反映されているんだと思うので、その結果については1年先が楽しみというところもあるんですけども。今年度の評価までは第1期の行動計画に基づくものの最終完成までのところを見させていただくという、そういうふうになるんだと思います。結果として、昨年度と同じ評価の結果になっている、政策評価も施策評価もという御説明でございました。

御質問ないようでしたら、今日は膨大な資料がありますので、この先の方でもまたいろいろ意見をいただければと思います。

それでは、続いて議事（2）ですが、政策評価部会分科会の進め方等についてに入ります。

まず、各分科会に属する委員の指名を行いたいと思います。分科会に属する委員の指名につきましては、行政評価委員会条例第6条第5項及び行政評価委員会運営規定第7条によりまして、部会長が指名することとなっております。ご確認いただいておりますとおり、今年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策につきましては、資料3の内容でお願いしたいと思います。

資料3を御覧いただければと思います。それぞれの各分科会で二重丸が記載されている委員は、その分科会の分科会長をお願いしたいと思います。なお、第2分科会で御審議いただく政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」につきましては、社会資本分野から安藤委員に加わっていただきたいというふうに考えております。

それでは、続きましてこの今年度の分科会の進め方等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

企画・評価専門監 それでは、政策評価部会及び分科会の進め方等につきまして説明いたします。政策評価部会及び分科会の進め方は、基本的に昨年度と同様でございますが、一部昨年度から変更している点がございますので、その変更点と、それから部会及び分科会を進めるに当たって特に御留意していただきたいポイント等を中心に説明をいたします。なお、説明の都合上資料の参照は前後しますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

説明資料、お手元の資料4から8を用いて説明をしてみたいと思いますので、御用意し

ていただきたいと思ひます。

それでは、最初に今年度の政策評価部会及び分科会の全体のスケジュールを御説明いたします。資料の4を御覧ください。こちらには、政策評価部会・分科会の流れを示しております。諮問から答申に至るまでのおおまかな流れでございますが、冒頭申し上げましたように昨年度と同様の流れとなっております。最終的な県の評価結果を議会に報告する時期が、今年度も昨年度と同時期になると思われまふことから、分科会等の開催時期等も昨年度と同時期の開催とさせていただきます。委員の皆様には、お忙しい中大変ご負担をおかけしますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、簡単に流れを確認してまいりたいと思ひます。本日6月2日、今ほど部会長から報告がありましたとおり、知事から行政評価部会に行政評価委員会委員長に対しまして、県の評価原案であります基本票の内容が妥当かどうかをお諮りするための諮問がなされしております。本日はまた、こうして第1回の政策評価部会が開催され、先ほど堀切川部会長から各分科会所属委員のご指名が行われたところでございます。

6月9日以降18日までの間、各分科会を開催しまして、各政策・施策の審議を進めてまいります。分科会の具体的な進め方につきましては、この後御説明をしますが、③の3の囲いの中の最初の説明書きにありますように、6月25日を目安に各分科会ごとに判定とその理由を集約し、後ほど説明いたします審議経過報告書を作成していただくこととなります。大変タイトな日程ではありますが、よろしくお願ひ申し上げます。

その後、④にありますように答申案の作成に入ります。各分科会から提出されました審議結果報告書に基づきまして部会全体としての答申案を取りまとめ、事務局から各委員の皆様へ送付しますので、ご確認をお願ひいたします。なお、7月2日には答申案を取りまとめることとしておりますので、その間委員間の調整等をする場合には、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

その後、第2回政策評価部会を7月9日、金曜日になりますが開催しまして、部会としての答申内容を審議決定していただきます。7月中旬には行政評価委員会から県への答申を行う予定としてございます。なお、部会の議決をもって行政評価委員会の議決となります。

以上が政策評価部会及び分科会の主な流れになります。

ここで、幾つかの留意点について御説明申し上げます。留意点の一つとしまして基本票についてでございますが、担当外の基本票等の取り扱いについてでございます。分科会審議に向けて、ご担当分の基本票を事前に御覧いただくこととなりますけれども、基本票につきましては委員の皆様のご担当以外の部分も含めました全体の基本票データを収録したCDを皆様のお手元にお配りしておりますのでご確認いただきたいと思ひます。

それから留意点の二つ目としまして、基本票公表とそれから分科会開催時期の調整でございます。昨年は、基本票公表から分科会開催までの時間的余裕がなくて、委員の皆様には大変ご面倒をおかけしましたが、今年度は委員の皆様のご御意見を踏まえまして、基本票の公表から分科会の開催まで約1週間ほど準備期間として確保させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、留意点の3番目としまして、要質疑事項の提出依頼でございますけれ

ども、分科会開催の前に資料4の裏面、別紙になりますけれども、別紙1ですね。こちらの質疑事項をメールまたはファクスで提出していただくこととなります。委員の皆様からは、ご担当されます政策・施策について疑問点等をお伝えいただきまして、それを事務局で取りまとめ、論点整理の際に一覧表にしたものを委員の皆様にお配りする予定でございます。これにつきましては、論点整理の効率化とかそれから分科会の円滑化のために必要なものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それで、この要質疑事項の提出期限でございますけれども、全体部会でも事務局からお願いを申し上げましたが、昨年度より1日早めまして分科会開催の前々日までとさせていただきたいと思っております。お忙しい中大変申しわけございませんが、御理解と御協力をお願いいたします。なお、要質疑事項の内容につきましては、限られた時間内での分科会審議をより効率的・効果的に進めるために、政策・施策の各担当部局の方にも事前に情報提供させていただきたいと考えておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、資料4おもてにお戻りいただきたいと思っております。③の分科会開催の流れについて、もう少し具体的に見ていきたいと思っております。分科会は6月9日から18日にかけて開催される予定でございますが、資料中段の(2)の中の③の1に記載しておりますように、分科会開催当日は審議開始の前に少し早めにお集まりいただきまして、事前の論点整理を行いたいと思っております。委員の皆様から事前に提出いただきました要質疑事項をもとに、一覧表にしたものを当日配付しまして、判定に必要となります論点なり質問等を分科会長の進行でまとめていただくこととなります。

次に、③の2のとおり、実際の分科会審議におきましては六つの分科会を3ないし4回開催する予定でございます。その際、事前の論点整理の結果をもとに質問等をしていただきまして、御審議いただきます。

最後に、③の3のとおり分科会終了後に事後の判定ということで、その場で答申意見につながります判定理由を集約していただきまして、決定した上で分科会ごとに、資料4の別紙2になりますけれども審議結果報告書、資料4の別紙を見させていただきますと、それを作成していただきます。審議結果報告書につきましては、一応の目安としまして6月24日に作成を終了させなければなりません。審議結果報告書の記載内容につきましては、後ほどまた御説明させていただきたいと思っております。

なお、委員間での意見調整・集約に関しまして、メモ用紙ということで資料4の別紙3、一番最後になりますけれども、別紙3の意見整理票を添付させていただいておりますので、使っていただければと思います。

それでは、分科会のより具体的な説明につきまして、資料5の政策評価部会分科会の当日の流れをご準備いただきたいと思っております。事前の論点整理がございまして、次に審議手順の確認等の事務局説明を行って、分科会の審議に入ります。政策を構成します最初の施策について、担当課から3分ほど施策評価の概要説明がありまして、その後質疑応答を27分ほど行って、合計都合30分ほどの所要時間を見込んでございます。複数の施策があれば、同様にして1施策当たり30分かけまして概要説明、質疑応答を繰り返していきます。施策評価の審議終了後は、最後に施策の大きくくりになります政策評価につきまして、担当課の方から3分ほどで政策評価の概要説明がありまして、その後5分ほどの質疑応答を行っていただきまして、おお



むね10分くらいで一つの政策に係る分科会審議全体は終了という形になります。その後、判定及び判定の理由の決定、これを行っていただくこととなります。

ここで、留意事項でございますけれども、資料5の中に出席課室と記載しておりますが、それぞれの施策と政策の審議に当たり出席課室を記載しておりますが、「事業分析シート」作成課につきましては昨年度と同様でございますけれども、施策についての審議のみ出席で、政策審議中は不在となりますので、特に事業分析シートに関する御質問がございましたら施策評価の審議の際にお願いしたいというふうに考えております。

次に、資料6の政策評価部会審議ポイントを御覧いただきたいと思っております。こちらも、継続性を考慮しまして昨年度と変更ありませんが、最も重要な部分でございますので、県の自己評価であります状況について、その妥当性を判断していただく際のポイント等について、改めて御説明させていただきます。

資料6は、表面が政策評価シート、それから裏面が施策評価シートの説明を記入してございます。同じようなものが表と裏になってございます。

最初に、表面の政策評価について説明をしたいと思います。「政策の成果「進捗状況」」につきましては、県の評価原案「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階の評価が、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なのかどうかを見ていただくこととなります。判定は「適切」「概ね適切」「要検討」の3段階で判定いただきまして、その際判定理由もあわせて決定していただきます。

「適切」は、県の評価原案につきましては、評価理由が十分であり、評価は妥当であると判断されるものを指します。「概ね適切」は、評価理由に一部不十分な点が見られますけれども、評価は妥当であるというものを指します。それから「要検討」につきましては、評価の理由が不十分で、評価の妥当性を認めることができないので、評価内容を検討する必要があると判断されるものを指します。

もう少しわかりやすくするために、下段の方に参考としまして「判定の流れ」ということでフロー表を記載しておりますので、こちらで若干御説明をします。

県の評価原案につきましては、まず施策の成果に係る「順調」あるいは「概ね順調」といった評価が、評価理由から見て妥当かどうかということを基本票の記載内容とかそれから分科会での各担当課の説明内容なども踏まえまして、総合的に判断していただきます。最初に、評価が「妥当」かあるいは「妥当性を認めることができない」のか、その判断をしていただきまして、評価が「妥当」の場合には評価の理由の記載内容が十分である場合には「適切」としていただきまして、「評価は妥当けれども、記載内容が足りない」とか、あるいは「必ずしも明確でない」など一部不十分である場合には、「概ね適切」とします。なお、その際は検討すべきところを明示していただくこととなります。一方で、担当課の説明を聞いても妥当かどうかわからない、あるいは判断できないという部分も含まれるかと思っておりますけれども、評価の妥当性を認めることができない場合には「要検討」ということで、要検討箇所を具体的に明示していただくこととなります。

次に、もう一つの調査項目の「政策を推進する上での課題等と対応方針」ですけれども、中段部分になりますけれども、政策の成果（進捗状況）や各施策の課題等から見て、妥当かどうかの判断をしていただきます。これも、「適切」「概ね適切」「要検討」の3段階で判定していただきます。

御審議いただく際に、主に見ていただく箇所を資料7として、基本票の記載例を参考にお話ししたいと思います。資料の7の1ページ目でございますけれども、中段に4種類の基本シート名が記載してあります。そのうち、政策評価シート、施策評価シートが評価の中心になります。事業分析シートと県民意識調査分析シートにつきましては、その補足的なシートとなります。

資料7の2ページ目を御覧いただきたいと思います。下段の右側に、ちょっと黒くなっているところがございますけれども、評価項目（政策評価）と説明したところがございますけれども、こちらを中心に見て評価いただくこととなります。政策評価の評価項目としましては、政策評価シートの「政策の成果（進捗状況）」と、「政策を推進する上での課題等と対応方針」でございます。

また、施策評価につきましては5ページを御覧いただきたいんですけども、政策評価と同様に右側に評価項目（施策評価）と記入してあるところなんでございますけれども、「施策の成果（進捗状況）」、上段の方と、それから「政策を推進する上での課題等と対応方針」、中段のところですね。これを見ていただきまして、評価いただくこととなります。

もう一度、資料6の裏面の方を見ていただきたいと思います。今度は施策評価の審議ポイントでございますけれども、「施策の成果（進捗状況）」につきましては「順調」「概ね順調」などの4区分の評価原案について、目標指標等の達成状況、それから県民意識調査の結果、社会経済情勢等、さらには事業の実績及び成果などの評価の理由から見て、妥当なのかどうかということをお判断していただきます。政策評価と同様に、「適切」「概ね適切」「要検討」の3段階で判定していただいた上で、判定理由を決定していただきます。

なお、今年度の評価対象年度は、先ほど課長からも御説明しましたけれども、平成21年度ですが、第1期行動計画の経過期間中であることから、第1期行動計画に定められた目標指標等や事業の状況等を踏まえて評価を行うこととなります。

また、県民意識調査でございますけれども、前回の部会でも事務局から説明をいたしました。調査は隔年度実施、2年ごとの実施にすることになりましたので、それに伴いまして平成21年度の調査を実施しておりませんので、直近の平成19年度、20年度の過去2カ年度の調査結果から、その傾向とか推移について整理・分析することとしておりますので、御了承願います。

施策評価のもう一つの評価項目であります「政策を推進する上での課題等と対応方針」につきましては、県の示す事業構成につきまして「現在のまま継続」あるいは「見直しが必要」という方向性が、方向性の理由から見て妥当なものかどうか。それから、「政策を推進する上での課題等」というのは、「施策の成果（進捗状況）」から見て妥当なものかどうか。さらには「次年度の対応方針」、この場合評価実施年度の次年度ということで、先ほど部会長からもちょっとお話しありました23年度の対応方針なわけですが、当該対応方針が「事業構成の方向性」、あるいは「政策を推進する上での課題等」から見て妥当なものかどうかを見ていただくこととなります。

このような形でまとめていただいたものが、審議結果報告書ということになります。資料4の別紙2を御覧いただきたいと思います。表面が政策評価、裏面が施策評価の報告用紙になります。審議結果報告書につきましては、なるべく負担のないように簡素化し、明確化したものにしております。

表面を見ていただきまして、県の自己評価に対しまして3段階のいずれかで判定をし提出いただきますけれども、判定結果を示す第1番目の「適切」につきましては、記載のとおりでございます。次の「概ね適切」あるいは「要検討」につきましては、記載例にありますように判定をした理由を明示していただきます。どの部分について説明が足りないのかななどを個別に記載いただくことにしております。

分科会の審議終了後の判定作業、それから判定理由の決定等につきまして、よろしくお願ひしたいと思います。政策を推進する上での課題等と対応方針につきましても、同様でございます。

最後に、資料8の政策評価部会分科会日程を御覧いただきたいと思います。冒頭に若干触れましたけれども、一覧表にありますように第1分科会から第3分科会までを6月9日開催の第1分科会を皮切りにしまして、6月18日まで開催いたします。その間の開催場所としましては、県庁の11階第2会議室、または18階の1802会議室を利用していただきます。分科会のそれぞれの日時、それから事前の論点整備などのための集合時刻、さらには分科会審議終了の予定時刻等につきましては、記載のとおりでございます。

簡単ではございましたが、議事(2)の政策評価部会・分科会の説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひします。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご報告につきまして、御質問・御意見等ございましたら、お願ひしたいと思います。

安藤委員 よろしいですか。昨年やってちょっと思ったんですけれども、私の担当は取り分け政策と施策が一体したようなところが多いんですが、この場合本来は政策で取り上げていない施策っていうのが当然あると思うんですけれども。とは言え、出てくる基本票とかはほとんど同じになってしまうので、評価もほとんど同じになるという感じがするんですが、そのあたり少し効率化できませんか。「以下同文」みたいな感じになりがちなんですけれども。複数あるところはいいんですけれどもね、1個しかないところは基本的に違うことが出てくるわけではない。

堀切川部会長 いかがでしょうか。確かに、1対1だと変わっていたら変ですし……。

安藤委員 課題としては、本来はこういうことを取り上げなきゃいけないけれども、取り上げていないので、というのはあり得ると思うんですけれども。

政策課長 御指摘のとおりではございますけれども、やっぱり政策と施策の区分というのをしておいて、政策の次に施策があり、その個別の事業を構成する事業があるということで、確におっしゃるとおり評価が変わるものではないかとは思いますが、その構成にそって御審議いただければと思います。

安藤委員 もう1点よろしいですか。基本的にここでやるのはメタ評価ですので、例えば県の自己評価が「遅れている」ということだと、それは実際遅れていればこちらは「適切」というわけですが、それを報告書で見たときに政策が適切だと例えば県民

の方が思われるということはないのでしょうか。ちょっと、メタ評価であるということがわかっていただけるのかという。

政策課長 その点についても、いずれ評価の中身自体は「その評価に対する評価だよ」という形では、広報なり御説明なりはしているつもりでいるんですけども、なるだけその辺の誤解のないようにしたい。

安藤委員 最後の「適切」だけ見られると、何か実績があるようになってしまいますので。

政策課長 これは政府の事業仕分けとは違いますので、そこら辺は県の判断に対する評価という形で、間違いないように説明していきたいと思います。

堀切川部会長 多分、最初の方の御質問の方ですけども、例えば施策に対して政策の方だと政策をやっけていこうとするときの課題という視点になると、ひょっとしたら表現が変わる場合もあるのかなという気もしますが。

安藤委員 でも、今までの例で見ると余り変わっていない。

堀切川部会長 施策の方向性という視点から見たときに、もう少し突っ込んだ表現になる場合もあるのかなというふうに思いますけれども。

あとは、県民の皆さんが見たときに、この委員会が点数つけているかのように誤解されないかというのは、私も去年も感じたんですけども、多分ホームページ等で公開されるときに「県の自己評価が妥当かというのをここでやっている」ということが、誤解がなく伝わるようにしていただければというふうに思いますので、ぜひお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ、折腹委員。

折腹委員 県民意識調査については、平成21年度は実施しなかったということで、昨年度実施しないということについては報告をいただいておりますので了解していますが、その評価をするときに県民の方々の直近の状況がわからないということは、大変県民の意識と離れてしまうような心配があるんですけども。資料の7の3ページの下のところ、平成19年度と20年度の調査結果が例示として載っておりますけれども、このことに対してコメントがその下にありますけれども、この19年度、20年度に対するコメントだけではなくて、数字にはあらわれない平成21年度のつかんでいる変化とか感想とか、そういったことが少しここにあらわれると、県民意識がわかるというか判断しやすいというふうに思うんですけども。そのあたりはいかがでしょう。

堀切川委員長 いかがでしょう。

政策課長 県民意識調査については、基本的にできれば毎年度やれば一番よろしいというわけで、いろいろご議論いただいた経過がございますけれども、これまで2回やっていった中でトレンド的にはそんなには変わりがないという部分がありまして、そ

れで1年おきにということで、本年はやるわけなんですけれども、去年はやっていないという状況になってございます。

それで、主な調査結果の部分につきましては、県民意識調査のデータについての解説でございますので、そこにちょっと県の方での憶測を入れるというのは若干問題があるのかなというふうに考えまして、その辺の部分については上の方の施策に関する社会経済情勢等の状況というところで、データがないものですから文章表現になってしまいますけれども、そちらの方で表現していただくような形になるのかなというふうに思っております。

堀切川部会長 例えばですけれども、分科会で施策の評価をそれぞれの担当部局から3分くらいで御説明いただいて質疑をやりますけれども、例えばそのとき3分しかないんですが、たまたまその施策については「直近の県民の意識に相当するような声がこういうふうに来ています」というのがもしあればそこで御説明して、より新しい県民からの施策に対する声があればそこで披露してもらえると、我々としてはやりやすいような気がします。全部は無理かもしれないですけども、可能なものでそういう意見が来ているものがあれば、そこでの説明も書いてくださいという願いをしていただけたら、いかがですかね。

政策課長 もともと、全国と本県の状況とか政策の状況とか、データの的なものがあればそこに入れていくような形になってございますので、大きな変化等があればご報告しながら御審議いただきたいと思っております。

堀切川部会長 多分、施策を構成している事業の中で、例えばアンケート調査をして「こういうことがありました」って、去年も何かその現場での声がわかれば教えてくださいという質問もあったように思いますので、そういう形でできるだけ新しい声の情報があれば、披露していただければ考えやすいと思いますので、お願いしたいと思えます。

小坂委員 第1期の行動計画の最終年度の評価ということで、第1期全体の評価の視点というのをどこまで入れるかということがちょっと気になっておまして、例えば平成21年度に関してはすごくよかったんですけども、第1期全体として見ると全然まだまだというような施策があった場合、その辺のことをどうやってバランスよく入れていくのか。あるいは、もう単年度の平成21年度のことだけを考えてまとめちゃっていいのか、そこだけちょっと教えていただければと思います。

政策課長 こちらの政策・施策評価につきましては、基本的に単年度ごとにその中身を評価していくという構造になってございますので、評価いただく段階では前年度、今年であれば21年度分の進捗状況のご評価をいただきたいということが一つでございます。第1期分は3年間あったわけですが、それを全体を評価するというような体制にはなってございませんので、地方独立行政法人とかですと計画の中間評価などいろいろあるわけですけども、ここの部分の評価方法はこの条例の中、あるいは体系の中ではとってございませぬので、これは単年度でお願いしたいなということでございます。

堀切川部会長 まあ、実際としてはもう第2期行動計画ができ上がっちゃっているという、本来総括して第2期をいろいろ策定するという順番だと本当はいいんですが、そうすると県の行政が1, 2年間空白ができるから、行動計画なしという期間があれば可能ですが。

私は、ちょっと関連したようなイメージを持ってしまして、課題と対応方針という、政策とか施策については特に対応方針のところ、ひょっとすると第2期行動計画としてはこっちに方向で少し舵取りしていますというのがあれば、それで対応方針が少し動く可能性もあるのかなって思ったんですね。その場合は総括して、課題のところまで同じだと思うんですけども、対応方針は第2期行動計画、ここを重点的にやるとなっているので、そこも踏まえて対応方針をこうしたいとかっていう書き方をしていただくと、新しい行動計画に基づいた対応方針なんだなという理解がしやすいと思うんですね。

政策課長 評価シートはすべてでき上がっているわけなんですけれども、担当部局それぞれの第2期行動計画を作っている中で、その後で作っていますので、その辺の御説明なり記述なりはできると思います。

堀切川部会長 その説明がないと、担当部局もやれないはずなので、多分そういうことになっていくかなという気がするんですけども、お願いします。

お願いがあるんですが、分科会を6月9日から18日までに3つに分かれて実施されると思うんですけども、事前に論点整理をやっておこうということもあるので、早めの集合時刻と場所を念のためメールとかファクスと等で毎回教えていただけますと、間違いが少ないかなと思うんで、お願いしていいですか。本番の開始時刻に合わせて来ちゃうと、論点整理が間に合わない日もあるものですから。事務局へお願いですが、その時間を書いてもらうと、「ああ、その時間までに行けばいいんだな」というのがはっきりするんで、お願いします。

企画・評価専門監 わかりました。そのような形で対応したいと思います。

山本委員 今のお話ですけども、これ委員の集合時間以外にですか。

堀切川部会長 いや、委員の集合時間をリマインドしてもらえればと。妙な資料を見ちゃうと、「ああ、4時からか」とか思って、55分に行ったら論点整理終わっていたとかということが怖いので。

足立委員 前々日までに要質疑事項を出すということで、第1分科会の場合は第2回、第3回が月曜日と火曜日なので、これ前々日はいつを指すのか教えてください。すごく重要なんです。

政策課長 事務局としては、月曜日であれば、前々日は木曜日ということをお願いしたいと思っています。

足立委員           はっきり何日の何時までと言っていただけると、あきらめがつきます。

堀切川部会長   開催のそのリマインドメールのときに、それもそういうふうに書いてもらった方が、本能的にそれに合わせて動けるんですね。

小坂委員           「前々日何時」って。「12時でいいのかな」とかって思いますし。

政策課長           すみません。願ひする日については、資料4の別紙1の方に分科会の前々日というのが何日までかというのを入れるような形で記載させていただいておりますので、よろしく願ひいたします。

山本委員           先ほど部会長からもお話しありましたけれども、昨年市民意識調査をやらないということに変わって、市町村の担当部局ですとか協力部局の方から意見を積極的に聴取して、まとめておくというようなことを皆さんに願ひしたいということ、多分部会でお願ひしたと思うんですね。先ほどからのお答えを聞いておりましたら、それが系統的にやられているかどうかというのがわからなかったの、どのようにおやりになっているのかということをお教えを願ひして、できればその辺積極的に返していただければと思います。

政策課長           市町村とか、各部局でやられている中身にさまざまなものがありますので、それを本質的にまとめているということは特にこちらの方の政策部門ではないということでございますので、やはり先ほど申し上げた中身で状況の変化とかその辺のデータを書く部分がございます。そちらの方に、そういったような調査結果等がありましたら書いていただくといったような中身になってございますので、その施策あるいは政策の評価シートの中で、あるいはヒヤリングの中でその辺を確かめていただければというふうに思います。

山本委員           私がお聞きした趣旨は、前回の議論、もし間違いがなければなんですが、今おっしゃったように系統的な統計の数値を集めますということではなくて、担当者の協力をしていただく、あるいは協議をする、そういう実際に県の政策・施策を進めるに当たって関連する職員の方々がどのようなレスポンスをしているかということをお聞きしていただく。そして、それを現場の声として挙げていただくというふうに私は解釈したんですが、そういう点について、場合によっては年に1回最後のあたりで「この点に関してどうですか」という、簡単にファクスとかメールとかでお返事いただくということも当然あるわけですね。そういうようなことを、どういうふうになさっているのかなということ、それをお聞きしたわけです。

政策課長           評価の対処をどのようにしたかという部分を、個別の担当レベルでというようなお話かと思うんですが、こちらの方は評価委員会が開かれて、それに対する対応というのは当然組織的なもので取りまとめて、それを評価結果には反映しているという中身になっています。ただ、その担当者が特別にどういうふうに対応していくかという個別の部分については、その部分をちょっとやるツールが特に今のところは持っておりません、評価委員会の中でいただいた意見なり、それをどう

反映していくのかというのは手順の中で組織的な決定をもって御意見を承って評価を変えるとか、そういった中身で最終的には上がってきて、それで最終的な評価を県としては下しているというふうになってございますので、その担当部門をどのように生かしたのかということの個別の意見なり対応の結果というものを個別に持つてくるというのは、なかなか現実的にやるのは難しい部分もありますし、その部分のやり方は特に上がっていないということでもあります。

山本委員　　すみません、個々の職員がどのように生かしたかではなくて、県民意識調査の補完という意味で、そのようなことが御答弁であったものですから。逆に言いますと、県民意識調査の補完としてのちゃんとした部局なり、あるいはその部局の集合としての市町村としての意見として、「このような政策趣旨はいいけれども、とても市町村レベルでは大変だった」とか、そういうようなことがあるわけですよ。あるいはよくないとか、悪いというのは出てくるかどうかわかりませんが、「こういうような点で」というようなことがあるだろうと。それは、「特別なツールはありません」ではなくて、日ごろのつき合いの中でちゃんと意見聴取ができますというのが、前回のたしか部長さんの御答弁の中にあっただかと思っておりますので、それでどのようにおやりになったかなということで、はっきりしていただきたいと思ったわけです。

企画部長　　それは、組織的に全部、例えば市町村の職員の声のある時期にある方法で集めるということではなくて、先ほど部会長さんからも言っていただきましたように、いろいろなテーマに従って声を聞くべき対象というのがそれぞれ変わってくると思いますし、その施策を進めながら入ってくる県民の方々の声ですとか、あるいは一緒に仕事をする市町村の職員の声ですとか、そういうものが政策・施策のそれぞれについて担当の部局ではいろいろなチャンネルで入ってくるでしょうから、そういうものをこの分科会の評価の審議のときなんかには、できるだけ「県民からはこういう声があります」ということを、審議のときに説明につけ加えさせていただいて、そういう動きによって県民意識調査がないときはそれでもってカバーをさせていただきたいという、そういうお話を申し上げたと思っておりますので、そういうことでひとつやらせていただきたいと思っております。

堀切川部会長　分科会のときに、多分いろいろな声の聞き方が、実際の施策の下に幾つかコアな事業があると思うんですけども、県民を直接対象にして一般県民の声が来ているようなものもあれば、外郭機関を通じてやったり市町村を通してやったりするものもあって、そういうところで積極的にどういうふうなコメントがあるのかというのを拾ってやっているかどうかというのを、特に重要な施策については分科会でガツガツ聞くということでよろしいということになったと。そこら辺が、結局多分実際に実施する出先のあたりの声というか、そこが拾っている声は戻ってきていますかというのが、ここは重要だと思うんです。そういうのを取ろうと意識していないようだと、意識改革が進んでいないという可能性もあるので、そういうところは多分分科会で27分いただいていますから、そこで場合によっては「特に聞いてみたいところがあれば、そこを突っ込む予定ですよ」というのは、もう各担当の方で突っ込みについて覚悟してもらえばいいかなという気がいたします。



でも私はほかの分科会のことまで詳しくわからないので、我々の分科会でも聞くと、「実はアンケート調査していました」とか、「すごくいい声もありました」とか、聞いて初めてわかる話があったんですね。「だったら盛り込んでおけばいいのにな」とか思ったことも幾つかありましたので、やっぱりそういう施策とか事業というのは、それをやる実行部隊の人の意見というか、それとそれを受ける側の人たちの評価というか、その声が生の声としてすごく大事だと思いますので、できれば短い3分ではありますが、あの3分の中でそういうのをやっているのであればそういうのを説明に入れていただくとか、「それが抜けているときは、お聞きするかもしれませんが」という趣旨のことを伝えていただければと思うんですけれどもね。そうすると、あの27分間がより有効になる。「準備していません」と言われちゃうとそれで終わっちゃうので。

企画部長 お話は、分科会の政策・施策の担当の部署に事前に周知をしたいと思います。そういうものがあれば、説明の中に入れていくようにということを伝えたいと思います。

堀切川部会長 万が一、ひょっとして「こんな事業は要らないんじゃないか」って、受ける方もやる方も言っているとかが出てくると、非常に大変なことになりますので。そういう実行部隊の人と、それを享受される側の人たちの声が拾えるものがあれば、ぜひ披露してもらいたいというお願いになるかと思います。

そのほか、いかがでございますか。

ただ、県民の皆さんも事業仕分けを何回か見て、ああいうイメージをひょっとして持たれている可能性があるかなと思うんです。我々、本来は県の自己評価の妥当性を評価するためにお聞きはしているんですけれども、何となくああいう場面を学んでしまいましたので、その意識で少し突っ込む可能性も楽しみとしてありますので。あくまでも自己評価の可能性を評価するために、突っ込んだ質問が出るかもしれませんがということだと思いますので、結果的に県と県民のためになれば、有効な結果を書きたいと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

そのほか、いかがでしょうかね。

それでは、皆様には分科会3回開催になると思いますが、お忙しい中の非常にタイトなスケジュールの御審議になると思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして議事(3)の宮城の将来ビジョン第2期行動計画についてということで、事務局の方から御説明お願ひいたします。

政策課長 それでは、宮城将来ビジョン第2期行動計画について御説明申し上げます。

資料といたしましては、資料9の1「概要版」、それから9の2の「行動計画」、それから9の3の「目標指標等一覧」でございます。

「概要」に基づきまして、カラー刷りのものがございますけれども、これで御説明をさせていただきたいと思います。

「宮城の将来ビジョン 第2期行動計画」につきましては前期、もともとの将来ビジョンが平成19年度から28年度までの10年間ということございまして、構成といたしましては「県政運営の理念と基本姿勢」「政策推進の基本方向」、それ

から「宮城の未来をつくる33の取組」ということに分かれております。それを、行動計画ということで具体化するための取組や目標を3、4年ごとに示すということで、第1期が19年度から21年度、3年間でございまして、第2期につきましては22年度から25年度まで4年間ということになっていたということでございます。

それで、「計画に掲載した個別取組の数及び総事業費の見込み」でございますけれども、総事業費及び県事業費については「財政再建の方のプログラム」における中期的な財政見通し、歳出抑制対策などを踏まえて見込んでいるということでございますが、個別取組といたしましては総トータルで405、うち非予算的手法が37、総事業費については総額で5、689億円といったような中身になってございます。事業費的には、富県宮城の実現が4、232億円と突出しておりますけれども、これについては中小企業支援対策事業などが入っているために、総額が増えていくというところでございます。

裏面にまいりまして、「宮城の将来ビジョン 第2期行動計画の推進方向」でございます。第1期行動計画の検証結果というところで、先ほどご協議いただきましたけれども、毎年度政策評価、施策評価をいただいたわけなんですけれども、「概ね順調」であったというふうに検証しております。ただ先ほど御説明したように「安心と活力に満ちた地域社会づくり」などの一部の施策について、「やや遅れている」傾向があります。子育て支援、地域の学力向上などの部分で政策評価、施策評価ともにこの部分での遅れが見られると。

それから、社会経済情勢の変化といたしましては、岩手宮城内陸地震ほか経済危機、雇用、その他大変なことがあり、それから地球の温暖化、食糧問題、資源エネルギー、社会保障の問題、政権交代等もございまして、それから経済情勢の変化といったところがかなり大幅に潮流が変わってきているというところで、県政の方向性としていたしましては「課題の認識」として、1番目として「遅れが出ている取組への注力が必要」ではないかというところと、2番目として「社会経済情勢を背景とした県民のさまざまな不安の解消が必要」というところ、それから③としては「県民が持続的に安心して暮らせる社会の構築が重要」というところでございまして、行動計画の基本的な考えとしては「今までの取組をさらに充実させていく時期だ」ということで、33の取組は引き続き着実に推進することとしています。

その行動計画の検証結果と社会情勢の変化を踏まえて、最優先の分野といたしまして4つの主要政策を設定しており、4つの主要政策といたしましては「県民生活を支える雇用創出」、これには「産業集積」「観光による交流人口の拡大」「農林水産業の競争力強化」「多様な雇用対策」というのが入ります。それから「次世代の育成」というところで、「子育ての支援」「学力の向上」。「安心できる生活環境の確保」では、主要政策では「地域医療の充実」「介護サービスの充実」。それから「持続的な社会の基盤づくり」という面では「クリーンエネルギーみやぎの創造」、それから「災害に強い地域づくり」。この4つの主要政策を最優先としてやっていくというふうに設定したところでございます。

第2期行動計画推進の視点といたしましては、視点の①「民の力を最大限に生かす衆知を集めた県政の推進」というところと、視点の②番「住民に最も近い自治体である市町村の取組の支援」、それから視点の③番目としては「不断の行政改革の取組と効率的・効果的な県政運営」というところと、④としては「東北地方の発展

をけん引する広域連携と道州制の推進」というような視点をとっているというところでもあります。

右側にいきまして、4つの「主要政策」、主な数値目標と具体的取組の例というところがございます。昨年度までの行政評価の中で、委員の皆様からお話がありましたように、取組ごとにわかりやすい指標になるようにできるだけ複数の指標設定にするなど、取組の成果を的確に図れる指標について担当部局と検討して設定しておりますが、今回の第2期行動計画の中では、従来100の目標指標だったものを、第1期では100だったんですけれども、全部で126のアウトカムの指標を設定しておるというところがございます。

それで、例えば①番の「県民生活を支える雇用の創出」の中で「産業集積の加速」の部分では製造品の出荷額4兆858億円とか、企業立地件数あるいは企業集積等による雇用機会創出で1万人分の雇を創出するといったようなアウトカム指標を設定しています。それから、「観光による交流人口の拡大」というところでも、観光客の入込数6,500万人というようなものを出している。それから、「農林水産業の競争力強化」の部分では、食料自給率を85%まで上げていくとか、農業算出額を2,150億円まで上げたいといったようなところを目標としております。それから、「多様な雇用対策」という面では、政府の方でも緊急雇用の事業等、基金事業などもございますけれども、そういったものを活用した新規雇用者数が1万1,263人といったようなものを掲げております。

「次世代の育成」という部分では、「子育て支援」で仙台市を除いた保育所の入所待機児童数はゼロ人にするといったようなこととか、合計特殊出生率を上げていくというような指標を掲げております。それから「学力の向上」の部分については、「授業がわかる」と答える児童生徒の割合の向上とか等の目標指標を立てているほか、「学ぶ土台づくり」の推進プログラムの策定等も行っているところがございます。

「安心できる生活環境の確保」の部分では、「地域医療の充実」ということで、県の施策による自治体病院等への医師配置数というような、ある程度具体的な目標指標を第2期行動計画の方から入れていくとか、救急搬送時間の全国順位を上げていくといったような具体的な指標づくり。「介護サービスの充実」の部分では、特別養護老人ホームの整備ということで、喫緊に必要な待機者受け入れの2,211床といったような具体的な目標を立てて整備を進めているといったようなことがございます。

「持続的な社会の基盤づくり」の面では、太陽光発電システムを導入するとか、災害に強い地域づくりでは県有建築物の耐震化率100%といったようなところで、具体的な数値目標を立てて、具体的な取組を掲げているということですので、よろしく申し上げます。

先ほども御説明申し上げましたとおり、昨年度までの政策評価あるいは施策評価で御判断あるいは御指導いただいた中身を導入した上で、チェックした上で第2期行動計画、知事選挙もございまして知事のマニフェストも取り込んだような形になってございますけれども、今後4年間の取組の構成として4つの主要政策を立てて、それで基本的には第1期を継続していくわけですけれども、そこに重点化した上で数値目標をさらに立てて、それでやっていくということを第2期の目標として掲げたというところがございます。

来年度以降の政策評価・施策評価に当たりましては、この第2期行動計画の主要な数値目標や具体的取組、そういったものに基づきまして政策評価・施策評価を行っていただくということになります。今年度は21年度の施策評価ではございますけれども、こういった中身で一気に走り出しておりますので、その辺も含めた御説明なり検証なりを担当部局などでもしていくという風なことになりますけれども、基本的に21年度の施策評価ということ、22年度の方角性も含めて評価していくということになろうかというふうに思います。

以上で、第2期行動計画の御説明とさせていただきます。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの事務局の御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

私の方から、1つ教えてもらってよろしいでしょうか。第2期行動計画資料9の1を開いたところの右側に、4つの主要政策というのが置かれていますけれども、この4つの主要政策を新たに掲げて、後ろを見ますと今までどおり14の政策の項目とあと施策が書いてあるんですけれども、この4つの政策とどうつながっているのかが、何か4つの政策を挙げてみたけれどもやることは今までと、第1期と一緒にというふうに見えなくもないが、その辺いかがなんでしょうか。

政策課長

今回4つの主要政策という部分につきましては、先ほど御説明しましたように社会情勢の変化とか第1期行動計画の検証結果、そういったものを踏まえて、少し足りていないというところがございます、確かに一番裏のこのいわゆる14個の政策の部分の一つ一つ掲げていけばよろしい部分もあったのかということはあるかと思うんですけれども、この特徴づけといいますか特に最重点の分野というくくりで、新たに従来例えば「県民生活を支える雇用の創出」という部分になれば、柱の富県宮城の部分のところの各分野にすべてかかってくるわけで、そういったところを取りまとめて最重点の分野にしています。

それから、「次世代の育成」という部分についても、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の例えば「子どもを産み育てやすい環境づくり」の中でもできるわけなんです、最重点として子育ての支援とか学力向上という部分に取り組んでいくといったようなことを考えております。あるいは「安心できる生活環境の確保」というところでも、それぞれ地域医療とか介護サービスに該当する政策あるいは施策がそれぞれこの中にも溶け込むわけなんですけれども、特出しでこの部分は最重点として県として取り組んでいくという視点で整理をさせていただいたということでございます。

堀切川部会長 最重点の政策的なキーワードを4つ挙げておいて、直結する事業をここに書いてあるというのは、その事業を通じてこれだけの数値目標を特に達成していきたいという風に理解すればいいということですね。

足立委員

それに関連してなんですけれども、おっしゃる意味はわかりました。それで、今回は評価の対象でもないのもわかりました。

ただ、この中の事業は、この基本票だとどの事業ですという数字が分かれば、

「ああ、これだ」とすぐ追えるのにとおもいます。例えば宮城企業立地奨励金事業や高度電子機械産業集積促進事業などが、この基本票のどこになるのか、すぐ見たいなと思って今一生懸命追いかけてみると、その奨励金事業だと政策1の施策1の事業の13なんだなと分かるが、これは大変だなと思いました。

政策課長 新規の事業等もありますので、第2期行動計画で政策から施策に立てた取組として、それを構成する施策の中に入っているものもありますので。その辺をちょっと考慮していただいて御覧いただきたいと思います。

足立委員 来年の話は、まだ今年は関係ないのでいいんですけども、参考までに見たいなということで、わかるとすごく楽だなと思った次第でございます。

折腹委員 開いたところの右側に、③の安心できる生活環境の確保というところがあって、二つのマルポツの下のところの介護サービスの充実というところで、2行目に特別養護老人ホームの整備2、211床というふうに数字が具体的に記載されてあるんですが、例えばこの特別養護老人ホームの整備ということであれば、介護保険の事業計画というのが各市町村にあって、ちょうど今の時期は第4期の事業計画の期間の中にあって、その期間で特養の整備については宮城県で1、211床という数字を各市町村からの積み上げで計画に入れているというふうに思うんですが、それがこの将来ビジョンの計画年度と、例えばそういう付随するとか介護保険の事業計画の年度がずれているけれども、この具体的な数字かもう既に上がっているという、そのあたりのほかの事業計画とこの将来ビジョンとの関係性というんですか、そのあたりを教えてください。

政策課長 今御質問のありました特別養護老人ホームの整備は、委員おっしゃったとおりいろいろ県としての総枠とか市町村の枠とかがありましてやっていくわけなんですけど、県としては第2期行動計画の期間内に、22年度から25年度までの期間内に、ちょうど特別養護老人ホームの整備によって緊急的に必要なその2、211床の施設の整備をしたいという目標がありますので、それを目標指標に入れている。これを個別に整備していく場合には、例えばことしであれば22年度始まっていますけれどもその事業、あるいは23年度、24年度、25年度ということで市町村の計画が今立てられていると思いますけれども、それを含めて県の方でも全体の計画を立てて個別に下ろしていくという作業になりますので、県の目標指標としては2211床、ただ個別の具体の事業が動いていく段階では、その年度の事業と県の第2期行動計画と一致するわけではございませんので、その第2期行動計画の期間内にこの目標を達成したいという目標値でございます。それを個別の事業で達成していくために積み上げていくといったようなことになります。

堀切川部会長 そのほか、いかがでしょうか。

これはあれですかね、第2期が完了する時点での目標数値が全部記載されていると思うんですけども、これだけの数値を掲げるとなると、実は年度計画がそれぞれにはあるということ。

いかがでしょうか。第2期行動計画はこういう形でもう既に今年度からスタート

しているということを含めての御説明でした。ありがとうございました。

予定しておりました議題は以上でございますが、委員の皆様から特に何かありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。何か特にございませんでしょうか。

なければ、これで議事を終了させていただきたいと思います。

なお、次回の政策評価部会は7月9日金曜日を予定しております。日程につきましては、別途委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、ここで事務局にマイクをお返ししたいと思います。

皆様、御協力どうもありがとうございました。

司 会 堀切川部会長を初め、委員の皆様方、長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして平成22年度第1回宮城県行政評価委員会政策評価部会を終了させていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 井上 千弘 印

議事録署名人 安藤 朝夫 印